

特定非営利活動法人 安全技術ネットワーク

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 安全技術ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内における産業安全衛生活動の水準向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 事業者及び労働者に対する安全衛生に係る指導・教育事業
 - ② 学校、保護者等に対する安全衛生に係る教育事業
 - ③ 産業安全に関する各種セミナー等の企画・運営事業
- (2) その他の事業
 - 書籍の編集、企画事業

- 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 顧問会員

この法人の活動実績者または学識経験者で理事会において指導役として承認された個人

(4) 活動会員

この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）により少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法（電子メール）により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法（電子メール）表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法（電子メール）により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法（電子メール）による

表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (2) 審議事項
- (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事

長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会で議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	浮田 義明
副理事長	葛西 光悦
副理事長	菅野 吉郎
理 事	石井 養一
監 事	横山 康浩

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 5 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	2,000 円	年会費	5,000 円
②賛助会員	入会金	5,000 円	年会費(一口)	10,000 円
③顧問会員	入会金	2,000 円	年会費	5,000 円
④活動会員	入会金	0 円	年会費	2,000 円

附則

1. この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

1. この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

1. この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

1. この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

1. この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

1. この定款は、東京都知事の認証のあった日から施行する。

役員名簿

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

特定非営利活動法人安全技術ネットワーク

役職名	氏 名	報酬の有無
理事長	ウキタ 義明 浮田 義明	無
副理事	カイ ゴウエイ 葛西 光悦	無
副理事	カツラ トシハル 桂 利治	無
副理事	キクミ トミコ 菊池 富子	無
監 事	オクス キヨヲサ 奥津 清房	無

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 安全技術ネットワーク

1 事業実施の方針

令和8年度は、主たる事務所を宮城県仙台市から東京都板橋区へ移転し、新たな拠点のもとで運営基盤の安定を図る。当法人の個人会員および賛助会員の協力を得ながら、労働安全衛生コンサルタント等の専門知識を活用し、国内における産業安全衛生活動の水準向上に寄与する事業を展開する。特に、事業者・労働者に対する教育・指導事業に重点を置き、安全意識の定着と労働災害防止を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【23,200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①事業者及び労働者に対する安全衛生に係る指導・教育事業	製造業、建設業等に就労する事業者及び労働者に対して産業安全衛生管理に関わる指導及び実践教育を実施する。	通年実施	全国	2人	事業者及び従業員	2,000	23,200
②学校、保護者等に対する安全衛生に係る教育事業	将来を担う学生及び保護者を対象に生活安全、産業安全導入教育について、ニーズに応じて実施を検討する。	年3回実施	全国	5人	学生及び保護者	150	0
③産業安全に関する各種セミナー等の企画・運営事業	産業安全意識の普及を目的とし、全国の事業者を対象に安全衛生セミナーを企画、開催する。	年4回	全国およびオンライン	2人	建設工事等に関わる管理者	50	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
書籍の編集、企画事業	安全衛生管理に係るテキスト等の編集及び企画事業	通年実施	事務所	1人	0

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 安全技術ネットワーク

1 事業実施の方針

令和9年度は、従たる事務所から主たる事務所へと変更した東京都板橋区の拠点を中心に、組織運営の完全な移行と安定を図る。当法人の強みである、豊富な経験を持つ高齢層の個人会員および賛助会員の知見・専門性を尊重しつつ、新拠点での活動負担を最適化し、円滑な事業継続を目指す。労働安全衛生コンサルタント等の高度な専門知識を活用した産業安全衛生活動においては、東京拠点の利便性を活かし、既存会員の知見継承と新たな関係構築を両立させる。特に、事業者・労働者に対する教育・指導事業に重点を置き、長年培った確かな技術指導を通じて、安全意識の定着と労働災害防止を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【23,200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①事業者及び労働者に対する安全衛生に係る指導・教育事業	製造業、建設業等に就労する事業者及び労働者に対して産業安全衛生管理に関わる指導及び実践教育を実施する。	通年実施	全国	2人	事業者及び従業員	2,000	23,200
②学校、保護者等に対する安全衛生に係る教育事業	将来を担う学生及び保護者を対象に生活安全、産業安全導入教育について、ニーズに応じて実施を検討する。	年3回実施	全国	5人	学生及び保護者	150	0
③産業安全に関する各種セミナー等の企画・運営事業	産業安全意識の普及を目的とし、全国の事業者を対象に安全衛生セミナーを企画、開催する。	年4回	全国およびオンライン	2人	建設工事等に関わる管理者	50	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
書籍の編集、企画事業	安全衛生管理に係るテキスト等の編集及び企画事業	通年実施	事務所	1人	0

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 安全技術ネットワーク

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
〔単位：円〕						
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		140,000		0	140,000
	正会員受取会費	100,000				
	賛助会員受取会費	40,000				
2	受取寄附金		0		0	0
	受取寄附金					
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金					
4	事業収益		28,400,000		0	28,400,000
	事業者及び労働者に対する安全衛生に係る指導・教育事業	28,200,000				
	学校、保護者等に対する安全衛生に係る教育事業	0				
	産業安全に関する各種セミナー等の企画・運営事業	200,000				
	書籍の編集、企画事業			0		
5	その他の収益		2,000		0	2,000
	受取利息	0				
	受取入会金	2,000				
経 常 収 益 計			28,542,000		0	28,542,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費		0		0	0
	(1) 人件費					
	給料手当	0				
	役員報酬	0				
	退職給付費用	0				
	福利厚生費	0				
	(2) その他経費		23,400,000		0	23,400,000
	諸謝金(事業)	23,400,000				
	旅費交通費	0				
	施設等評価費用	0				
	減価償却費	0				
	印刷製本費	0				
事業費計			23,400,000		0	23,400,000
2	管理費		3,364,000		0	3,364,000
	(1) 人件費					
	役員報酬	0				
	給料手当	2,904,000				
	退職給付費用	0				
	福利厚生費	460,000				
	(2) その他経費		2,526,200		0	2,526,200
	業務委託費	150,000				
	旅費交通費	80,000				
	通信運搬費	270,000				
	消耗品費	420,000				
	地代家賃	1,236,000				
	新聞図書費	78,000				
	水道光熱費	30,000				
	支払手数料・雑費	250,000				
	諸会費	2,200				
	保険料	10,000				
管理費計			5,890,200		0	5,890,200
経 常 費 用 計			29,290,200		0	29,290,200
当期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			-748,200		0	-748,200
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
	予備費	50,000				
経 常 外 費 用 計			50,000		0	50,000
当期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			-50,000		0	-50,000
経理区分振替額・・・③						
税引前 当期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			-798,200		0	-798,200
	法人税、住民税及び事業税、消費税・・・⑤		542,000			542,000
	前期繰越正味財産額・・・⑥		25,486,741			25,486,741
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥			24,146,541			24,146,541

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

設立・定款変更用

特定非営利活動法人 安全技術ネットワーク

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
(A) 経 常 収 益						
1	受取会費		140,000		0	140,000
	正会員受取会費	100,000				
	賛助会員受取会費	40,000				
2	受取寄附金		0		0	0
	受取寄附金					
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金					
4	事業収益		28,400,000		0	28,400,000
	事業者及び労働者に対する安全衛生に係る指導・教育事業	28,200,000				
	学校、保護者等に対する安全衛生に係る教育事業	0				
	産業安全に関する各種セミナー等の企画・運営事業	200,000				
	書籍の編集、企画事業			0		
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息	0				
経 常 収 益 計			28,540,000		0	28,540,000
(B) 経 常 費 用						
1	事業費		0		0	0
	(1) 人件費					
	給料手当	0				
	役員報酬	0				
	退職給付費用	0				
	福利厚生費	0				
	(2) その他経費		23,400,000		0	23,400,000
	諸謝金(事業)	23,400,000				
	旅費交通費	0				
	施設等評価費用	0				
	減価償却費	0				
	印刷製本費	0				
事業費計			23,400,000		0	23,400,000
2	管理費					
	(1) 人件費		3,364,000		0	3,364,000
	役員報酬	0				
	給料手当	2,904,000				
	退職給付費用	0				
	福利厚生費	460,000				
	(2) その他経費		2,526,200		0	2,526,200
	業務委託費	150,000				
	旅費交通費	80,000				
	通信運搬費	270,000				
	消耗品費	420,000				
	地代家賃	1,236,000				
	新聞図書費	78,000				
	水道光熱費	30,000				
	支払手数料・雑費	250,000				
	諸会費	2,200				
	保険料	10,000				
管理費計			5,890,200		0	5,890,200
経 常 費 用 計			29,290,200		0	29,290,200
当期 経常増減額 【A】－【B】・・・①			-750,200		0	-750,200
(C) 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
(D) 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
	予備費	50,000				
経 常 外 費 用 計			50,000		0	50,000
当期 経常外増減額 【C】－【D】・・・②			-50,000		0	-50,000
経理区分振替額・・・③						
税引前 当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④			-800,200		0	-800,200
法人税、住民税及び事業税、消費税・・・⑤			542,000			542,000
前期繰越正味財産額・・・⑥			24,144,541			24,144,541
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥			22,802,341			22,802,341